

第3次小郡市男女共同参画計画に係るパブリック・コメント結果報告

1 意見募集期間

令和5年12月1日(金)～令和5年12月25日(月)

2 実施方法

市ホームページ、市総務広報課、あすてらす、生涯学習センター、各校区コミュニティセンターおよび専用フォーム内に計画(案)を設置・掲載し、専用フォームおよび意見提出様式で意見を募集した。

3 意見提出者数(意見数)

4名(意見数25項目)

4 意見の概要および意見に対する市の考え方

番号	ページ	該当箇所	意見の概要	市の考え方
①	-	-	市民アンケートを行う際に、アンコンシャス・バイアスの認知度についての項目を入れてほしい。	アンコンシャス・バイアスは男女共同参画の分野においてだけでなく、日常生活のさまざまな場面において誰もが持っている無意識の思い込みのことです。自分自身の思い込みに気付き、選択肢や行動範囲を狭められないことがないよう、啓発活動や講演会を開催するなど取組みを進めているところです。 ご意見を踏まえ、次期計画策定時のアンケートでは、男女共同参画の分野におけるアンコンシャス・バイアスについての認知度を問う調査項目の設定を検討します。
②	6	(2)国の動き	令和4年(2022年)の女性活躍推進法の改定により、女性の活躍に関する「情報公表」が変わり、男女の賃金の差異についての公表が義務付けられたことも触れた方がいい。	本章では、男女共同参画に関わる法の制定について記載しております。 個々の法改正の詳細な内容については、割愛しておりますので、ご理解くださいますようお願い致します。

番号	ページ	該当箇所	意見の概要	市の考え方
③	7	SDGsとは	目標10を挙げるよりも、目標3(すべての人に健康と福祉を)目標4(質の高い教育をみんなに)、目標11(住み続けられるまちづくりを)をあげた方が、計画との整合性がある。	本計画は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつも責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」を実現するため、策定するものです。 本計画は、ご意見のとおり目標3, 4, 11などさまざまなゴールと深く関係するものです。目標10の記載については、目標の趣旨に性別による不平等をなくすことを含んでいることから、例示として挙げています。
④	14	○誰もが安全に安心して暮らすことのできる環境 下から6行目	「肉体的・精神的・社会的に満たされた状態」とはどんな状態なのか分かりづらいので、もっとわかりやすい表現の方がいい。	ご意見を踏まえ、「心身が良好な状態で、それぞれが社会の中でいきいきと活躍できるよう」に修正します。
⑤	15	○男女がいきいきと活躍できる社会 下から11行目	「家事や育児・介護など家庭に関する負担・・・」は「家庭に関する」を外して「家事や育児・介護などの負担・・・」でいいのではないか。	ご意見を踏まえ修正いたします。
⑥	15	○男女がいきいきと活躍できる社会 下から11行目	「家事や育児・介護など家庭に関する負担が一人に偏ると・・・懸念されます」について、負担が一人に偏るとワークライフバランスが崩れるというのは何かおかしい。そもそも「ワークライフバランス」の意味合いが少し違う。	ワーク・ライフ・バランスは、内閣府により「仕事と家庭の調和」と訳されています。また、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であるとされています。 (URL: https://www.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/charter.html) ご意見を踏まえ、下記の記載に修正します。 「家事や育児・介護などの負担が一人に偏ると、仕事上の責任を果たすことができないことや、それに伴う健康上の問題が生じることも懸念されます。ワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発を進めていくことが重要です。」
⑦	19	基本目標2 本文	「さまざまな状況にある市民」として、「性的少数者(性的マイノリティー)」の文言を入れるべきではないか。	ご意見を踏まえ修正いたします。

番号	ページ	該当箇所	意見の概要	市の考え方
⑧	22	現状と課題 本文4行目	「男女共同参画社会の実現を妨げるものとして、”女性は職場においてお茶出しや電話対応をするものだ”…」という表現については、これまでの歴史で女性が職場でのお茶くみをやめることを勝ち取ったものである。この記載は削除したほうが良い。	この表現は、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の一例として挙げているものです。 現在においても、このようなアンコンシャス・バイアスが完全に払しょくされているとは言えない状況であることから、このままの表現とします。
⑨	26	【数値目標と達成度】 2固定的な性的役割分担意識について	目標値の80%を90%に引き上げてほしい。	令和4年時点での現状値を踏まえた目標値として設定しておりますため、ご理解いただきますようお願い致します。
⑩	27	現状と課題 本文2行目	「固定的役割分担意識は改善の傾向がみられ、特に若い世代で顕著に高い傾向にあります」を「特に若い世代に顕著にあらわれています」にした方が分かりやすい。	ご意見を踏まえ修正いたします。
⑪	29	(1)職員研修の充実と男女共同参画教育の推進 No.3「教職員に対する……人権意識の啓発」	2行目「始めとする」は「はじめとする」とひらがな表記の方がいい。	ご意見を踏まえ修正いたします。
⑫	30	現状と課題 本文8行目	PTSD」は「PTSD(心的外傷後ストレス障害)」と説明を加えた方がいい。	ご意見を踏まえ修正いたします。
⑬	32	下段 点線囲みの1行目	「相手が恐怖心や不安を覚える行為はDVである」というのは、何を参照されているのか。	政府広報オンラインより引用: 「暴力とは、殴る蹴るなどの身体的暴力だけを指すのではありません。人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、自分や家族に危害が加えられるのではないかとといった恐怖を与えるような脅迫(心理的攻撃)、生活費を渡さない、外で働くことを制限する(経済的圧迫)、嫌がっているのに性的な行為を強要すること(性的強要)なども暴力です。」 (URL: https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201411/1.html#secondSection)を参照しております。

番号	ページ	該当箇所	意見の概要	市の考え方
⑬	32	下段 点線囲みの1行目	DV被害者支援と共に、DV加害者支援の施策も必要ではないか。	ご意見を踏まえ、以下の施策を追加します。 P27 (1)暴力の根絶に向けた啓発 3 DV加害者への更生支援 県が実施する「DVをやめたい方の相談ホットライン」の周知
⑭	37	現状と課題 本文	点線枠内に、性的マイノリティーに対しての記載がない。「性的指向」や「性自認」を理由とする差別をなくすなど支援についての文言が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、以下の文言を追加します。 「→性的マイノリティの人が、「性的指向」や「性自認」を理由とした差別を受けることがないように、理解促進や啓発活動が必要です。」
⑮	39	(2)さまざまな状況にある市民に対する支援 No.3「外国にルーツを持つ人が安心して暮らせる環境づくりの推進」	国内の自治体では外国籍の人による様々な問題が起きている。「多文化共生事業を推進」よりも文化や習慣、宗教の違う方々も含めた、社会の中での一定のモラルやルール作りを優先すべきでないか。	多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」です。日本の文化や生活習慣について外国人住民に理解してもらうだけではなく、日本人も外国文化や習慣を理解し、互いに尊重しあうべきであるとの考えから、「多文化共生事業を推進」との記載としておりますので、ご理解いただきますようお願い致します。
⑯	39	(2)さまざまな状況にある市民に対する支援 No.4「多様な性に関する理解促進」	もちろん差別はいけないが、女性や子どもたちの安全な生活が脅かされるのではないかと懸念している。例えば、女性を自認する男性が女子トイレや更衣室などを使用する可能性がある。実際に公衆浴場の女風呂に女性を自認する男性が入ってきた事件がありました。心は女性、体は男性であれば、やはり差別ではなく区別すべきと考える。多数派の女性の人権もまた差別されるべきではないと思う。また理解促進のために講座やイベントなどを学校や自治体で行う場合に講師や団体など一部分の限定された方たちの思想に傾かないかと懸念している。	LGBT理解増進法には、「性的指向およびジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別があってはならないもの」及び「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意する」と明記されています。性の多様性に寛容な社会を実現することが目的であり、女性や子どもたちを含むすべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して生活することができるよう留意していきたいと考えています。また、講演会等実施の際も、法の趣旨に基づき、理解の増進を図ることができるよう講師の選定等留意して参ります。

番号	ページ	該当箇所	意見の概要	市の考え方
⑰	35	(1) 性と生命の尊重についての啓発と支援 3性教育の充実	現在日本は性教育が他国に比べて遅れていると聞かすが他国と同じようにしなければならないということには結びつかないと思える。年齢に応じたといえ、それが行き過ぎた性教育につながるのではないかと心配している。包括的性教育の具体的な内容に関しましては、本当に必要な教育なのか疑問。そのような方向へ過度にすすまないかと懸念している。	学習指導要領に基づき、担任をはじめ、養護教諭、管理職等で性教育の内容について協議の上実施しております。発達段階において最適と思われる時期に適切に行ってまいります。
⑱	41	(1)性と生命の尊重についての啓発と支援 No.3「性教育の充実」	「児童生徒が命や子育ての大切さについて学ぶ…」とあるのを、「児童生徒が命や育児の大切さについて学ぶ…」との表現に改めた方がよい。	「育児」という文言とした場合、乳幼児向けと捉えられる可能性があるため、学校教育の面から乳幼児に限定せず、広義の意味として「子育て」という文言を使用しておりますので、ご理解くださいますようお願い致します。
⑲	46	(2)政策・方針決定の場への女性の参画推進	すべての審議会等において、一定の女性の登用を目指すべきである。またそのための方策も必要である。	審議会等における女性登用の目標値として、【数値目標と達成度】にて40.0%を設定しています。この目標の達成のため、審議会等に推薦する女性の名簿のとりまとめ、委員委嘱時の決裁の厳格化などを行ってまいります。引き続きさまざまな取組みにより、女性委員の登用を進めます。
			他市町村で活用されている人材バンクの仕組みを取り入れるなどして審議会等への女性の登用を進めるべき。	具体的な取組みとして、令和4年から庁内で審議会等へ推薦する女性の名簿を作成し、各課からの要請に応じて紹介しています。
⑳	47	現状と課題 本文4行目	「女性有配偶者(の就業率)」は「有配偶者女性(の就業率)」にした方がよい。	頂いたご意見を参考に見直し、配偶者を持つ女性だけに限らず、より広義に「女性の就業率」について記載することとしました。
㉑	50	点線囲みの1行目	「男女がともに…安心して働き続けられるよう」とあるのを、「男女がともに…安心安全に」との表現に改めたほうがよい。	頂いたご意見および審議会の意見を踏まえ、「男女がともにどのライフステージにおいても安全に安心して働き続けられるよう」との表現に修正いたします、
㉒	56	(1)家庭における男女共同参画の推進	男性が「主体的に」「積極的に」というような文言を入れて、女性への協力のために行うものではないことをもっと押し出してほしい。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。 「性別に関わらず、家族全員が主体的に家庭生活を支えていけるように、家事・育児に関する取組みを進めます」

番号	ページ	該当箇所	意見の概要	市の考え方
⑳	57	(3)介護支援の充実 No.2介護者への啓発	「介護負担が家庭内で女性に…」は「家庭内での介護負担が女性に…」の方がいい。	ご意見を踏まえ、修正いたします。 なお、文言の整理を行う過程で、介護負担がいずれかの性に偏ること自体が問題であることに鑑み、「家庭内での介護負担が偏ることがないよう…」の記載に変更いたしました。
㉑	58-59	-	地域への女性の参画が進んでいない状況を把握しているのに、そのための方策は示されていない。市の支援が必要である。	P52 (1)地域における男女共同参画の推進および(2)防災分野における男女共同参画で、地域と防災分野における意識啓発や女性参画の推進などの施策を設定しています。 この施策の推進により、地域の女性参画を進めていきたいと考えています。
㉒	59	下段 点線囲みの3行目	「女性の視点」ではなく、「男女共同参画の視点」ではないか。また、「女性の避難者に配慮した支援が行える体制整備」について、「女性の避難者」だけに限定すべきでない。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「地域の防災活動においては、男女共同参画の視点を取り入れた計画のもと、自主防災組織等への女性の参画を促進し、性別などによるニーズの違いに配慮した支援が行える体制整備が重要です」